第9章　環境法



A　環境保全の基本法

①環境基本法　　P267

・人の活動による環境への影響で、環境保全上の支障原因となるもの（環境負荷）を抑え、地球温暖化、オゾン層破壊、海洋汚染、野生動物の種の減少などの地球環境への悪影響をくいとめる（地球環境保全）ための基本的施策

7公害

※ 環境基準（国が定める）が規定されているのはどれか？

国：環境基本計画



水俣病（　　）
1964年　新潟
1953年　熊本

1910年　イタイイタイ病
（　　）

1962年　四日市ぜんそく
（　　）

1967年　公害対策基本法

1973年
公害健康被害補償法

1960～1970年
社会的問題





②環境影響評価法　　P268



・環境アセスメント

・道路、ダム、鉄道、埋立て、発電所等大規模公共事業を進める事業者は環境に及ぼす影響を事前に調査・報告等をしながら事業計画を作り上げていく。

③地球温暖化対策の推進に関する法律　　P269



・温室効果ガス排出削減策の基礎的な枠組み

二酸化炭素

メタン等



2050年までの脱炭素社会の実現

B　公害防止の法令



① 大気汚染防止法　　P269

煤煙・粉塵の排出規制
工場・事業場・建築物の解体
有害大気汚染物質対策の実施
環境大臣：自動車排出ガスの許容限度を定める

- 二酸化硫黄、一酸化炭素、
  浮遊粒子状物質（SPM）、PM2.5、二酸化窒素

- 光化学オキシダント　窒素酸化物
  光化学スモッグ警報、目や呼吸器などの粘膜を刺激

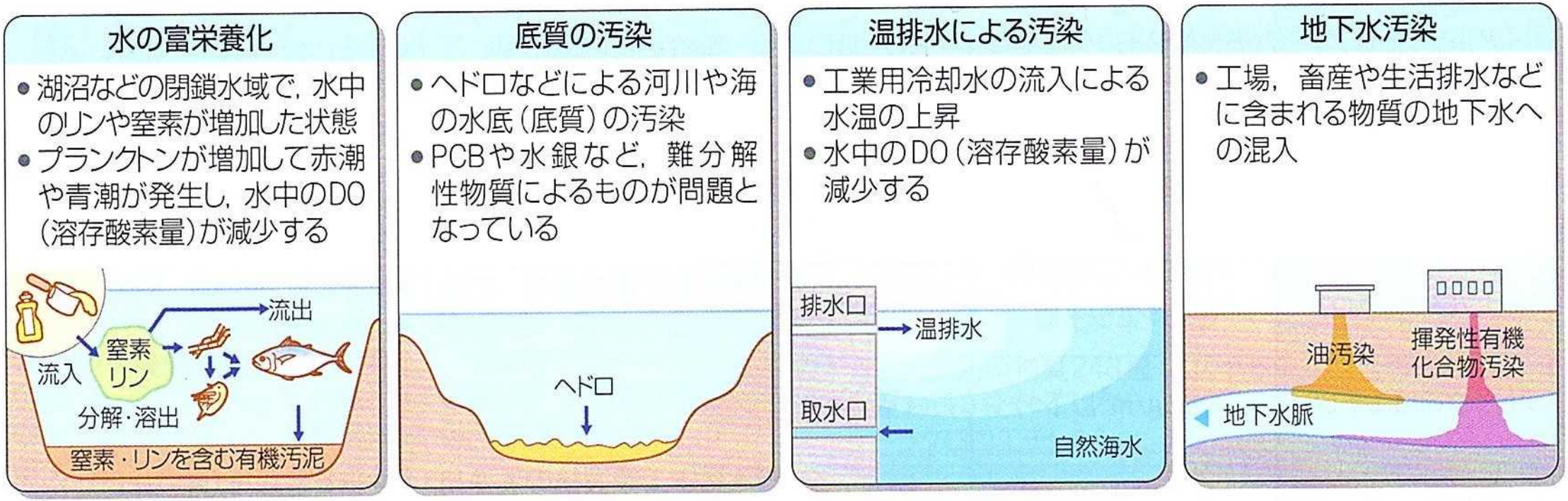
- 酸性雨（pH6.5以下）





②水質汚濁防止法　　P270

・水の富栄養化（リンや窒素含有量の増加）
・地下水汚染（化学物質の地下水流入）
・カドミウム、水銀・排水基準・工場・事業場の排水、アルキル水銀等規制
・マイクロプラスチックによる海洋汚染
（プランクトンや魚が食べてしまう）



③土壌汚染対策法　P271

・特定有害物質
(鉛・ヒ素・トリクロロエチレン・カドミウム
六価クロム・水銀等)





④ 騒音規制法　P272

目的：工場・事業場における事業活動・建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音を規制。自動車騒音の許容限度を定める。

地域指定：療養施設、社会福祉施設が集合設置されている場所
（昼間　　dB以下・夜間　　dB以下）



規制措置

深夜の騒音

拡声器のよる放送の騒音

特定施設　　特定建設作業



⑤ 振動規制法　P273

目的：工場・事業場における事業活動・建設工事に
伴って発生する相当範囲にわたる振動を規制。
道路交通振動についての要請の措置を定める。

指定地域：住居が集合、病院・学校の周辺

特定施設

特定建設作業





⑥ 建築物用地下水の採取の規制に関する法律　P273

地盤沈下の防止





⑦ 悪臭防止法　P273

特定悪臭物質：政令で定められている

- アンモニア・メチルメルカプタン
- 硫化水素・硫化メチル等

規制地域・規制基準





⑧化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

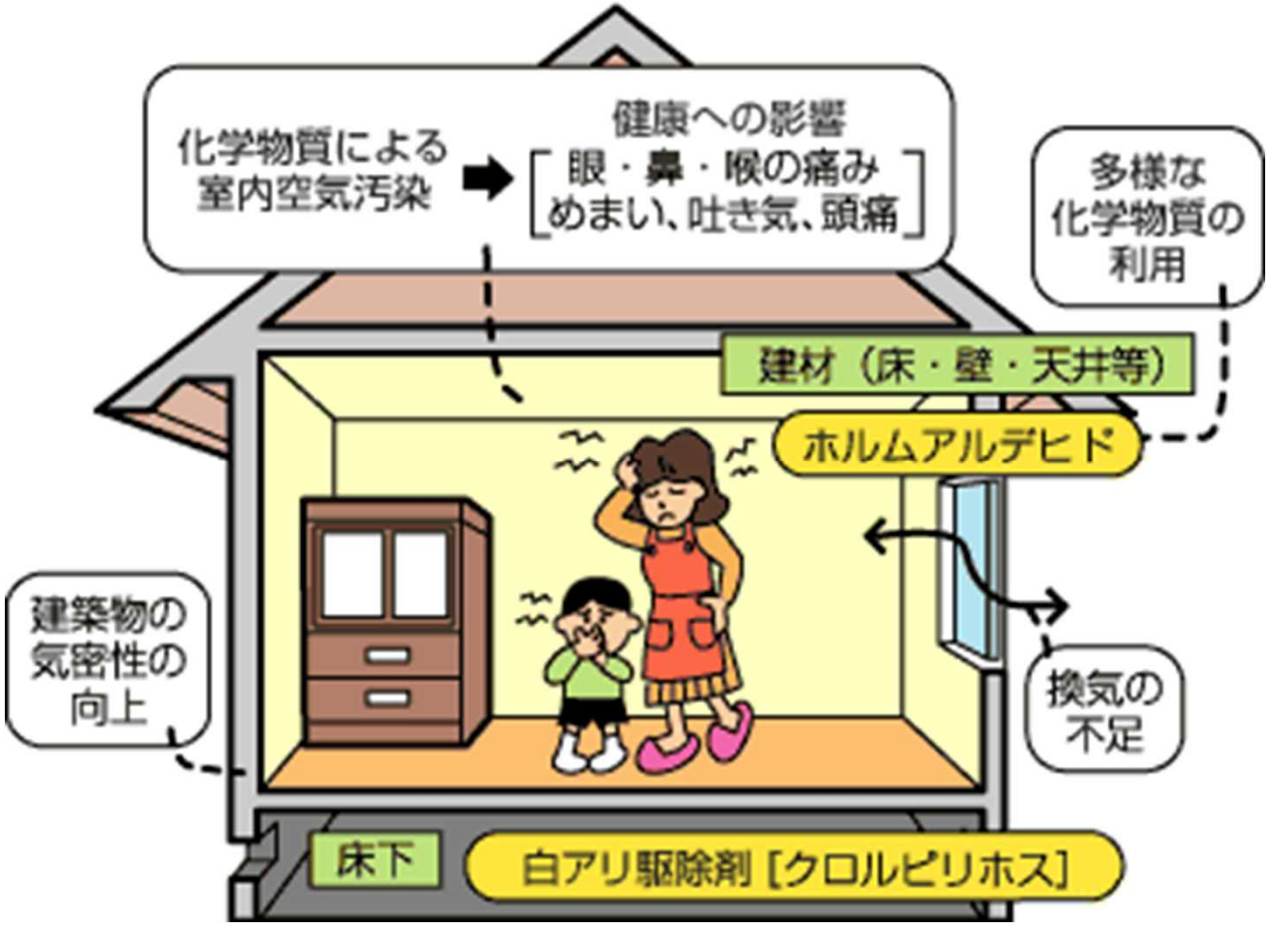
シックハウス症候群　　P274

ホルムアルデヒド
ハウスダスト
（症状）

PFAS　｝　水道法
PFOS　｝　水質基準

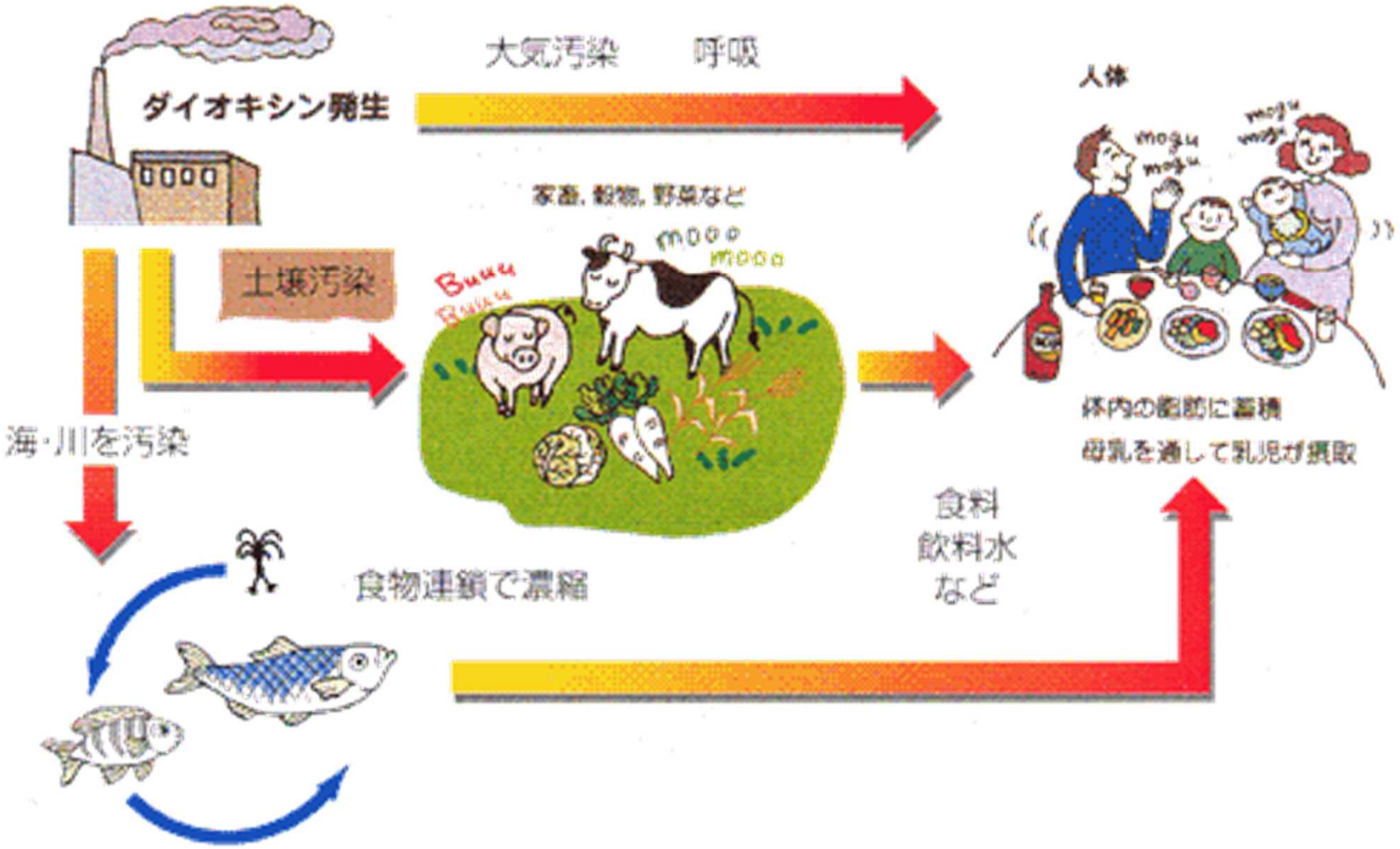
内分泌かく乱化学物質

生殖機能に影響
ダイオキシン
PCB



⑨ダイオキシン類対策特別措置法 P274

・一般廃棄物の焼却、発がん性



⑩循環型社会形成推進基本法　P274

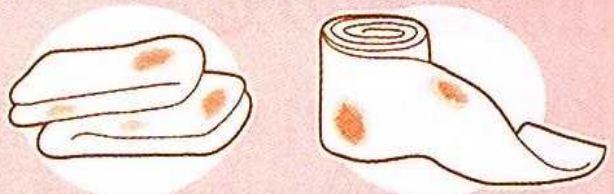
・廃棄物を資源として循環再利用する







⑪ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律　P275

廃棄物の区分	産業廃棄物	一般廃棄物
	● 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち，法律で定められた20種類 （汚泥，金属くず，木くず，廃油　など）	● 産業廃棄物以外の廃棄物 （在宅医療廃棄物*を含む家庭系ごみ，事業系ごみ，し尿）
特別管理廃棄物	**特別管理産業廃棄物** ● 廃油，廃酸，廃アルカリ，特定有害産業廃棄物	**特別管理一般廃棄物** ● PCB使用部品，ばいじん，ダイオキシン類含有物
特別管理廃棄物 ＞ 感染性廃棄物	**感染性産業廃棄物** ● 血液の付着した手袋，注射針，メス　など 	**感染性一般廃棄物** ● 血液が付着した紙くず，ガーゼ，脱脂綿　など 
処理責務	● 排出事業者の責任で，自らまたは産業廃棄物処理業者に委託して処理	● 市町村の責任で処理

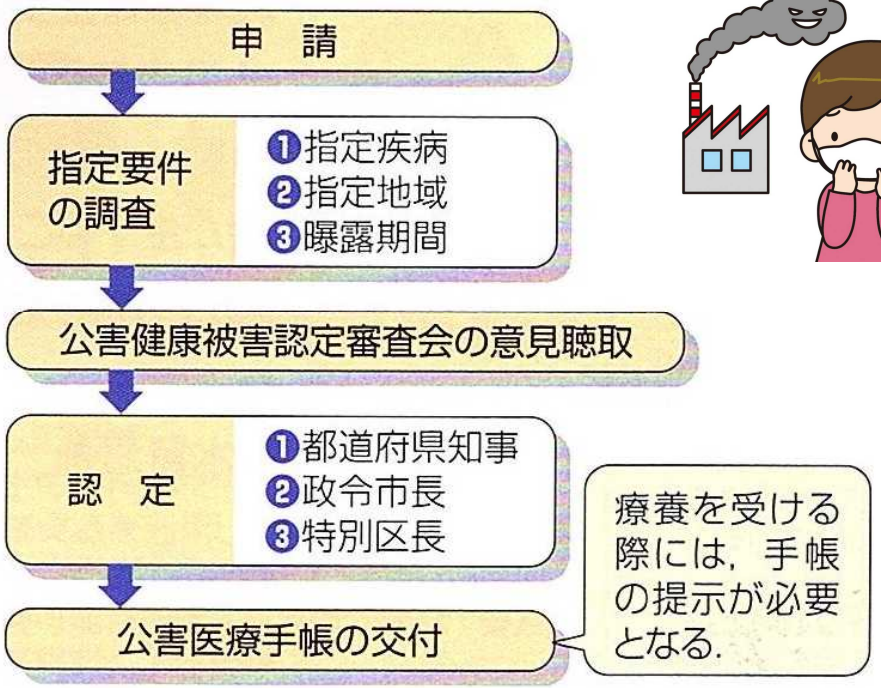
*注射針等の鋭利な物は医療関係者あるいは患者・家族が医療機関へ持ち込み，感染性産業廃棄物として処理する．

⑫ 公害健康被害の補償等に関する法律　P277

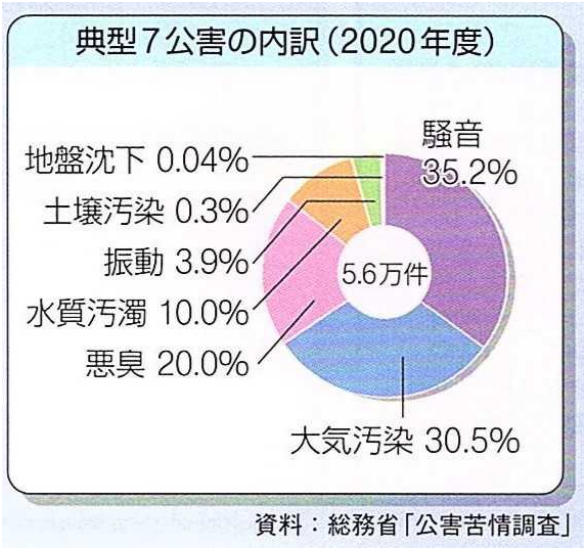
公害健康被害の補償

補償等の対象者	旧第１種地域（非特異的疾患）	第２種地域（特異的疾患）
地域の定義	・広範囲の大気汚染により，原因物質と特異的な関係のない疾患が多発している地域 ➡第１種地域指定は1988年３月をもって解除され，新規認定は行われていない．認定患者への補償は継続．	・広範囲の大気汚染・水質汚濁があり，因果関係が明らかで，その原因物質がなければかからない疾患が多発している地域
指定疾病	❶慢性気管支炎 ❷気管支喘息 ❸喘息性気管支炎 ❹肺気腫 ❺これらの続発症 （肺癌を含まないことに注意）	❶水俣病 （新潟・熊本・鹿児島） ❷イタイイタイ病（富山） ❸慢性ヒ素中毒症 （島根・宮崎）

申請の流れ



典型7公害の苦情件数の内訳
騒音が多い



⑬ 公害紛争処理法　P278

C　自然保護の法令　P279



①生物多様性基本法（平成20年）
②自然環境保全法
③自然公園法
④温泉法
⑤鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
⑥動物の愛護及び管理に関する法律



